

第 36 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 5 年 6 月 9 日（金）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員 1 番 安達 英二 2 番 後藤 操 3 番 岩本 孝之 4 番 友岡 康幸
 5 番 山室加智子 7 番 興梶 正信 8 番 古澤 勝康
 9 番 佐藤 久康 10 番 興呂木和也 11 番 長崎 花子 12 番 浅尾 継也
 13 番 長崎 愛 14 番 大塚 恭徳 15 番 犬塚 久子 16 番 長野 秀輝
 17 番 増田 生志 18 番 野田 政輝 19 番 渡邊 和徳
- 欠席委員 6 番 片山 雅雄
4. 議事日程 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 議案第 2 号 経営基盤強化促進法許可申請について
5. 事務局職員 局 長 下田 朱美
 次 長 荒牧 憲政
 主 幹 藤野 貴洋

6. 会議の概要

発言者	内 容
局長	<p>皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、もうすでに皆様お集まりになっておられますので総会の方を始めさせていただきますよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数 19 名、出席委員 18 名で南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和致します。皆様ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので第 35 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 18 番野田委員、19 番渡邊委員にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
局長	<p>はいありがとうございました。それでは本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。</p>
議長	<p>只今から第 36 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 18 番の野田委員、19 番の渡邊委員を指名します。</p>

議長	議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>番号1:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は駐車場となっております。</p> <p>番号2:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は駐車場、緑地帯となっております。</p> <p>番号3:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は住宅用地集団住宅となっております。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。
13番	議案第1号1番につきまして13番の長崎が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人は譲受人のご住職となります。長年駐車場が手狭で悩まれておりましたところ、論説する申請地を今回駐車場として拡幅の計画をされております。転用所有権移転無償ということで、何ら問題は無いと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。
12番	<p>議案第1号2番3番につきまして12番の浅尾が説明致します。2番についてですが、申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲受人は飲食業をされており、駐車場が手狭になり近くの土地を探されておりましたところ、申請地の農地を所有される譲受人と話がまとまりました。転用所有権移転有償ということで何ら問題は無いと思われれます。</p> <p>つきまして、番号3ですが譲受人は南阿蘇村で不動産業を経営されており今回村の定住促進事業で譲渡し人から土地を購入し、戸建ての賃貸住宅を建てられます。転用所有権移転有償ということで何ら問題無いと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第1号農地法5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p>

	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決致します。
議長	続きまして議案第2号経営基盤強化促進法による許可申請について番号1 番号7.8番までの新規案件について、審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	番号1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の5年です。 番号2番から番号6番までは再設定の案件になりますので省略致します。 番号7:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理機構 集積一括方式の10年です。 番号8:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理機構 集積一括方式の10年です。 以上、新規案件 3件 再設定案件 5件 ご審議よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
1番	議案第2号1番につきまして、1番安達が説明致します。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおりでございます。譲渡人はご高齢で耕作者を探されておられ今回譲受人と賃借権設定5年と契約が結ばれております。何ら問題は無いと思われまますのでご審議よろしく申し上げます。
事務局	番号7番.8番を事務局が説明します。 番号7番.8番につきましては、譲渡人が耕作を出来ない事から、中間管理事業による賃借権設定を結ばれます。譲受人は地区内で農業を営んでおられ、更なる規模拡大をなされておられます。 場所は番号7.8伴に乙ヶ瀬地区、基盤整備地内の農地です。 以上、何ら問題は無いと思われまます。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。 (異議なし) 何もなければ、それでは議案第2号経営基盤強化促進法による許可申請について

	<p>異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、7月の総会の日程を決めておきたいと思えます。7月11日 火曜日 10時から 場所は南阿蘇村役場の2階大会議室で行いたいと思えますのでよろしくお願い致します。また、次回の農業委員会憲章の指揮は1番安達委員、2番後藤委員にお願いしたいと思えます。その他で委員さんから何かございせんか。</p>
事務局	<p>なければ事務局から何かございせんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動記録簿の依頼。 ・慶弔金徴収のご相談。
議長	<p>以上をもちまして第36回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございしました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。</p>

7. 閉会時刻 11時00分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和5年7月11日

農業委員会 会長

議事録署名委員

18番

議事録署名委員

19番
